

交通事故や第三者行為によりケガや病気をしたとき・・・ 健康保険証を使用するときは、すぐにSCSK健保に連絡を！

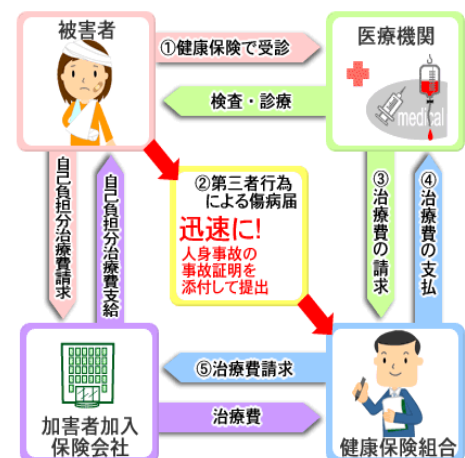
交通事故等にあった場合、健康保険証は利用できるの？

交通事故など第三者行為によって負傷や病気をした場合でも、健康保険証を利用して治療を受けることは可能です。ただし、その場合には、当健保に「第三者行為による傷病届」をご提出ください。

なぜ「第三者行為による傷病届」が必要なの？

当健保では、治療費の内、基本7割を負担し、後日、加害者もしくは加害者が加入している保険会社に、この費用を請求します。この請求の情報として「第三者行為による傷病届」をご提出いただきます。

なお、この請求は過失割合の大小に関わらず実施いたします。



健康保険証を利用した場合の注意点

健康保険証を利用して治療を受け、加害者と金銭の授受に関する話し合いをする際は、必ず当健保にご連絡ください。特に加害者と示談を結んでしまいますと、当健保が、加害者へ費用を請求できなくなる場合があります。その場合には、給付を停止、または、当健保が負担した費用を被害者に返納していただくこととなります。示談される前には必ず、当健保にご相談ください。

注)健康保険法では、過失割合に関わらず、健保加入者を被害者と表します。

第三者行為とは？

交通事故や喧嘩などで、他人(第三者)からケガをさせられた場合のことをいいます。

最近、自転車同士の衝突による負傷も散見されますが、この場合も第三者行為となりますので、健康保険証を利用する際は、「第三者行為による傷病届」をご提出ください。

交通事故にあった場合、どうしたらいいの？

➤ 警察へ連絡

小さな事故でも警察に届け、必要があれば「交通事故証明書」発行の手続きをしましょう。
※「交通事故証明書」がない場合は、保険会社へ請求できません。

➤ 加害者の確認

加害者の氏名、住所、連絡先、車のナンバー、加害者の自動車保険等を確認し、後日、連絡が取れるようようにしておきましょう。

➤ 病院へ受診

軽いケガでも受診をしましょう。その際、必ず領収証をもらいましょう。

➤ 健康保険組合へ連絡

健康保険で治療を受ける場合は、必ず当健保へ連絡し、必要な書類を提出しましょう。
※過失割合にかかわらず、ご連絡ください。

業務上、通勤途上で第三者行為により負傷した治療費について

原則として、健康保険証は利用できません。

労働者災害補償保険が適用されることとなりますので、各事業所担当者へお問い合わせください。
なお、すでに健康保険証を利用された場合は、当健保までご連絡ください。

当健保からの問い合わせにご協力ください！

交通事故など第三者行為により負傷された場合、健康保険証を利用される前に当健保へご連絡いただくこととしておりますが、当健保では、医療費適正化の観点より、医療機関から診療報酬明細書（レセプト）を確認し、負傷原因が第三者によるものと思われる場合や、疾病名が骨折などの場合には、負傷原因の問い合わせをさせていただいております。当健保から問い合わせには、速やかにご回答をいただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

SCSK健康保険組合

〒107-0062 東京都港区南青山2-26-1

TEL：03-6438-4005

FAX：03-6438-4001

<http://www.kenpo.gr.jp/scsk-kenpo/>